

# 広島県水道広域連合企業団談合に関する情報の信ぴょう性等の判断基準

令和5年4月1日制定

## 第1 目的

広島県水道広域連合企業団（以下「企業団」という。）の談合情報対応マニュアル第2の3の規定により、談合に関する情報について調査に値するかどうか判断する場合は、原則としてこの基準によるものとする。

## 第2 定義

この基準の適用においては、次の定義による。

- (1) 「通報者」とは、その談合に関する情報を直接、企業団に提供する者をいう。
- (2) 「情報提供者」とは、その談合に関する情報を通報者に提供した者をいう。

## 第3 判断基準

調査に値する情報とは、原則として次に掲げるものをいう。

- (1) 情報提供者の氏名・連絡先及び対象工事名・落札予定業者（共同企業体に関する情報の場合には、その共同企業体の代表者である企業名の場合を含む。）が明らかである場合
- (2) 情報提供者が匿名である場合は、対象工事名・落札予定業者（共同企業体に関する情報の場合には、その共同企業体の代表者である企業名の場合を含む。）が明らかであり、次に掲げる情報のいずれかが含まれている場合。

なお、通報者の氏名、連絡先が明らかである場合であっても、情報提供者が匿名の場合は同様とする。

ア 談合に関与した業者名が明らかであること

イ 談合が行われた日時、場所及び具体的な談合の方法が明らかであること

ウ その他談合に参加した当事者以外に知り得ない情報があること